

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県条例第四十一号

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「児童福祉施設」の下に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第十二条の二及び第十三条第三項において「障害児入所施設等」という。）を除く。同条第二項において同じ。）」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（非常災害対策）

**第六条の二** 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月一回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

**第十二条の二** 障害児入所施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止のための研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第十三条に次の一項を加える。

6 児童福祉施設は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第二十九条第四項、第三十八条第三項及び第五十九条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第六十九条第三項中「四・三」を「四」に改め、同条第十一項中「乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人」を「児童おおむね四人」に改め、同条第十五項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

第八十三条第一項中「場合には、」を「場合には」に改め、「」を「」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引かくたんその他児童福祉施設基準第六十三条第一項に規定する厚生労働大臣が定める医療行為をいう以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

一 児童四十人以下を通わせる施設 栄養士

二 調理業務の全部を委託する施設 調理員

三 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員

四 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等という。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員

五 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第八十三条第二項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第六項中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第七項中「第一項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第九十三条第三項及び第一百一条第四項中「同じ。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「、研究科」を加える。

附則第十一条中「及び」を「、」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県児童福祉施設の設定及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第十二条の二の規定の適用については、同条第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実

「施しなれば」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第十三条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第六十八条第二項第一号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第六十九条第三項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

5 この条例の施行の際現に存する旧条例第六十九条第九項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第六十九条第十一項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第八十三条第一項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新条例第八十三条第二項の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならぬ」とあるのは、「する」とする。